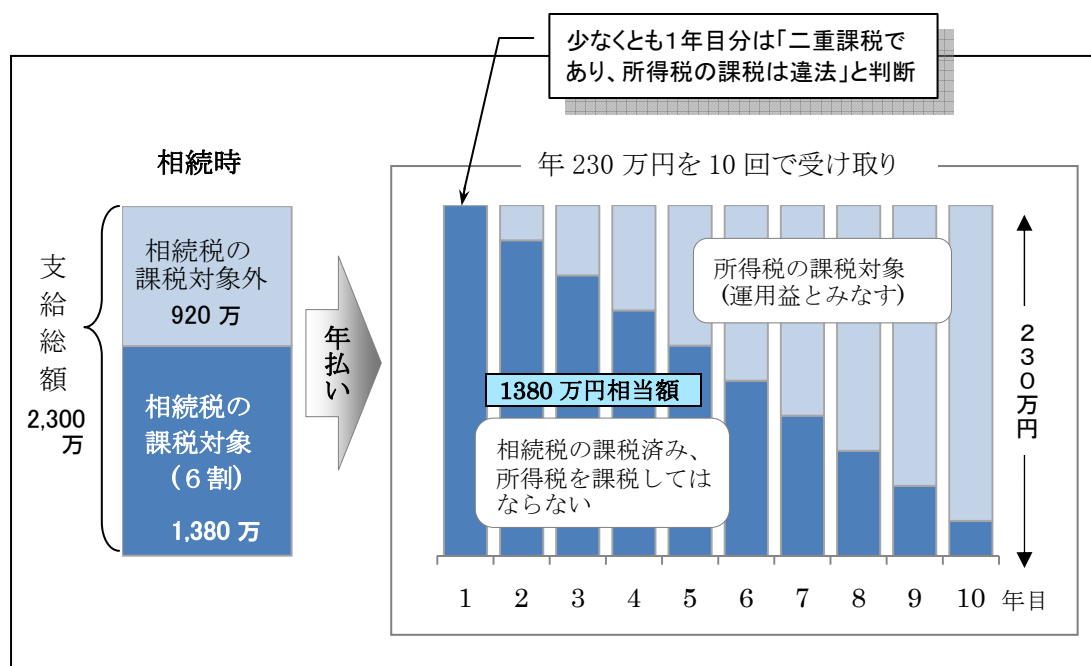


遺族が年金形式で受け取る生命保険金について、納め過ぎた所得税は還付を受けられます

平成22年7月6日の最高裁において、遺族が年金形式で受け取る生命保険金について、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないという判決が出され、所得税の課税が取り消されることとなりました。

具体的には、原告の女性が、夫の死亡で10年間に毎年230万円ずつ年金を受け取る受給権を得たのに対し、国税は総額2,300万円のうちの6割に相続税を課し、さらに、毎年受給する230万についても、掛け金分の控除を除き、所得税を課税したことが違法な二重課税に当たるとした訴えに対し、最高裁はこの主張を認め、1回目の支給分にかかった所得税について還付されることとなりました。イメージとしては、以下の図の通りです。



この判決を受けて、7月7日に野田財務大臣は、納め過ぎている所得税について、法律で税金の還付が認められている5年分の所得税については、更正の請求の手続きを経て、減額更正を行い、還付することとし、5年を超える部分についても救済することを検討する考えを明らかにいたしました。

還付対象になる可能性が高いのは、遺族が保険金を年金形式で定期的に受け取る個人年金保険で、また、既に支払いが始まっていた個人年金保険を相続した場合も対象になると思われます。

まだ具体的な算定方法や手続きの詳細については発表されておりませんが、ご質問や疑問点、またはご自分が該当するかどうか確認したいなどございましたら、お気軽に弊社までお問い合わせください。